

第1節 環境基準と規制基準

基準値等は、令和7年4月1日時点のものです。

〔大気汚染に係る環境基準〕（大気汚染防止法）

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。(S48.5.16告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。(S48.5.8告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)

〔騒音に係る環境基準〕（「騒音に係る環境基準について」平成10.9.30環告64）

- ・道路に面する地域以外の地域

L_{Aeq} (dB)

地域の類型	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
AA	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

備考 環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事（市長）が指定することになっており、大和市での指定状況は次のとおりである。

(次表以下同じ)

① 地域の類型該当地域 (大和市告示第 79 号 (平成 30 年 3 月 30 日))

AA : 該当なし (療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)

A : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
(専ら住居の用に供される地域)

B : 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
(主として住居の用に供される地域)

C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 時間の区分

昼間 : 午前 6 時から午後 10 時まで

夜間 : 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

・道路に面する地域 (この地域には、上表によらず次表の基準値が適用される。)

道路に面する地域の環境基準については、平成 12 年度から、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価（面的評価）することになっている。（「騒音に係る環境基準について」環境庁告示 平成 11 年 4 月施行）

L_{Aeq} (dB)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

2 「道路に面する地域」とは、道路騒音が支配的な音源である地域のことである。（「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号））

- 幹線交通を担う道路に近接する空間*（この地域には、特例として次表の基準値が適用される。）

		L_{Aeq} (dB)
昼 間	夜 間	
70 以下	65 以下	

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。

* 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道・都市高速道路・一般国道・都道府県道・4 車線以上の市町村道のことをいう。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

[新幹線鉄道騒音に係る環境基準]（「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」昭和 50.7.29 環告 46）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 以下
II	75 以下

備考 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づき新幹線に係る環境基準の類型を当てはめる地域を知事が指定することになっているが、指定の状況は次のとおりである。

- I : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- II : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 工業専用地域

・目標達成期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		目標達成期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80 dB 以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	
b	75 dB を超え 80 dB 未満の区域	イ 7年以内	開業時から3年 以内	開業時直ちに
	ロ 10年以内			
c	70 dB を超え 75 dB 以下の区域	10年以内	開業時から5年 以内	

[自動車騒音及び道路交通振動の要請限度等]

・騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（第2条）

(dB)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65	55
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	70	65
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12.3.2 総令 15)

備考 騒音規制法の規定に基づく命令により、区域の区分を市長が定めることになっている。(大和市告示第 79 号 (平成 12 年 10 月 31 日))

1 区域の区分

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住

居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 時間の区分

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

・幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例（第 3 条）

第 2 条にかかわらず、昼間（75 dB）、夜間（70 dB）

- ・2 車線以下の車線を有する道路 道路の敷地の境界線から 15 m
- ・2 車線を超える車線を有する道路 道路の敷地の境界線から 20 m

・振動規制法に基づく道路交通振動の限度 (dB)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

備考 振動規制法施行規則第 12 条（別表第 2）の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を市長が定めるとされているが、その状況は次のとおりである。

（大和市告示第 82 号（平成 12 年 10 月 31 日））

1 区域の区分

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 時間の区分

昼間：午前 8 時から午後 7 時まで

夜間：午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

[工場・事業場に係る騒音及び振動の規制基準]

・騒音の規制基準 (大和市告示第 80 号(平成 30. 3. 30))

(dB)

時 間 地 域	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	50	45	40
第二種中高層住居専用地域			
田園住居地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域	55	50	45
用途地域の定めのない地域			
近隣商業地域			
商業地域	65	60	50
準工業地域			
工業地域	70	65	55

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43. 11. 27 厚・農・通・運告 1)

・振動の規制基準 (大和市告示第 81 号(平成 30. 3. 30))

(dB)

時 間 地 域	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域	60	55
第二種中高層住居専用地域		
田園住居地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域	65	55
用途地域の定めのない地域		
近隣商業地域		
商業地域	65	60
準工業地域		
工業地域	70	60

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51. 11. 10 環告 90)

・飲食店営業騒音規制基準 (dB)

用途地域	時間 午前 6 時 から午前 8 時まで	午前 8 時 から午後 6 時まで	午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時 から午前 0 時まで	午前 0 時 から午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域					
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域	45	50	45		営業時間 の制限
第二種中高層住居専用地域					
田園住居地域					
第一種住居地域					
第二種住居地域					
準住居地域	50	55	50		音響機器の使用 制限
用途地域の定めのない地域					
近隣商業地域	60	65	60		
商業地域 準工業地域	60	65	60		50
工業地域	65	70	65		55

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 32 条（騒音及び振動の防止に関する規制基準）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 54 条（飲食店における音響機器の使用時間の制限）・第 55 条（飲食店営業に係る営業時間の制限）

[特定建設作業の種類と規制基準]（騒音規制法、振動規制法）

・特定建設作業の種類

◆騒音規制法（法第14条、施行令第2条及び別表第2）

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びよう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（＊）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

◆振動規制法（法第14条、施行令第2条別表第2）

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（＊）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（＊）

（＊）作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

・特定建設作業にともなって発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制種別 区域 の区分	規制基準		騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法
	1号、2号	85 dB		
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと		
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと		
一日あたりの 作業時間	1号	10時間/日を超えないこと		
	2号	14時間/日を超えないこと		
作業日数	1号、2号	連続6日を超えないこと		
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日ではないこと		

(注) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

・区域の区分

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

- * 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43.11.27 厚・建告1)
- * 振動規制法施行規則第11条及び別表第1

[水質汚濁に係る環境基準]（「水質汚濁に係る環境基準について」昭和 46. 12. 28 環告 59）

・人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考
- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

・生活環境の保全に関する環境基準

1 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れること	2 mg/L 以上	—

・該当水域：水域類型ごとに指定する水域 　・大腸菌群数から大腸菌数に変更。(R4.4.1)

・基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数は90%水質値のデータ値とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水

水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S*	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	

*L A S：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

・基準値は、年間平均値とする。

[地下水水質環境基準] (「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」平成 9.3.13 環告 10)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン (シス+トランス合計値)	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

[水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目及びその指針値] (平成 21. 11. 30)

・公共用水域

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオノン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオノン(MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス(IPB)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫定)*

*PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

・地下水

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス(IPB)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫定)*

*PFOS 及び PFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

[土壤の汚染に係る環境基準] (「土壤の汚染に係る環境基準について」平成 3.8.23 環告 46)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ農用地において、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐*	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壤 1kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壤 1kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること

*有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

[土壤汚染対策法の有害物質と基準] (「土壤汚染対策法施行規則」平成 14. 12. 26 環令 29)

特定有害物質 (法第 2 条)	指 定 基 準 (法第 6 条)	
	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準
四塩化炭素		検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
クロロエチレン		検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン		検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン		検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること
1, 2-ジクロロエチレン		検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロペン		検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること
ジクロロメタン		検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
テトラクロロエチレン		検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン		検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン		検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン		検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
ベンゼン		検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤 1 kg につき 45 mg 以下であること	検液 1 L につき カドミウム 0.003 mg 以下であること
六価クロム化合物	土壤 1 kg につき 250 mg 以下であること	検液 1 L につき 六価クロム 0.05 mg 以下であること
シアノ化合物	遊離シアノとして土壤 1 kg につき 50 mg 以下であること	検液中にシアノが検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	土壤 1 kg につき 15 mg 以下であること	検液 1 L につき 水銀 0.0005 mg 以下であること アルキル水銀が検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤 1 kg につき 150 mg 以下であること	検液 1 L につき セレン 0.01 mg 以下であること
鉛及びその化合物	土壤 1 kg につき 150 mg 以下であること	検液 1 L につき 鉛 0.01 mg 以下であること
砒素及びその化合物	土壤 1 kg につき 150 mg 以下であること	検液 1 L につき 砒素 0.01 mg 以下であること
ふつ素及びその化合物	土壤 1 kg につき 4000 mg 以下であること	検液 1 L につき ふつ素 0.8 mg 以下であること
ほう素及びその化合物	土壤 1 kg につき 4000 mg 以下であること	検液 1 L につき ほう素 1 mg 以下であること
シマジン		検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること
チウラム		検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること
チオベンカルブ		検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

[ダイオキシン類による、大気の汚染、水質汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準]

(平成 11. 12. 27 環告 68)

大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

〔臭気指数規制の規制基準〕（大和市告示第 82 号（平成 30. 3. 30））

・規制地域

農地や農業関連施設のための区域として指定された農業振興地域を除いた市内全域

・規制対象

規制対象地域内にある全ての工場・その他の事業場

・規制を行う際の悪臭の評価方法

○臭気指数による方法

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値で、嗅覚測定法により正常な嗅覚をもつていると判断された被検者（パネル）が嗅いで、においのついた空気や水をにおいを感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数値に 10 を乗じた数値である。臭気指数の算出式は以下のとおり。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

例) 臭気を 10 倍に希釈したときに大部分の人がにおいを感じなくなった場合の臭気濃度は 10 で、その臭気指数は 10 となる。また、臭気を 100 倍に希釈したときに大部分の人がにおいを感じなくなった場合の臭気濃度は 100 (=10²) で、その臭気指数は 20 となる。

・規制基準の地域区分

1 種地域（住居系地域）

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

2 種地域（商業系地域、工業系地域及びその他の地域）

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（市街化調整区域）

・規制基準について

①敷地境界線上における規制基準（1号規制基準）

1 種地域：臭気指数 10

2 種地域：臭気指数 15

②気体排出口における規制基準（2号規制基準）

悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数又は臭気強度

※気体排出口の規制基準値は、排出口の実高さ（15 m）により、算出方法が異なる。

「15 m 以上の施設」は、規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号で算出（臭気排出強度）

「15 m 未満の施設」は、規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号で算出（臭気指数）

③排出水における規制基準（3号規制基準）

悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数

1 種地域：臭気指数 26

2 種地域：臭気指数 31

[神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制]

神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制は、次のとおり設備基準などを定めている。

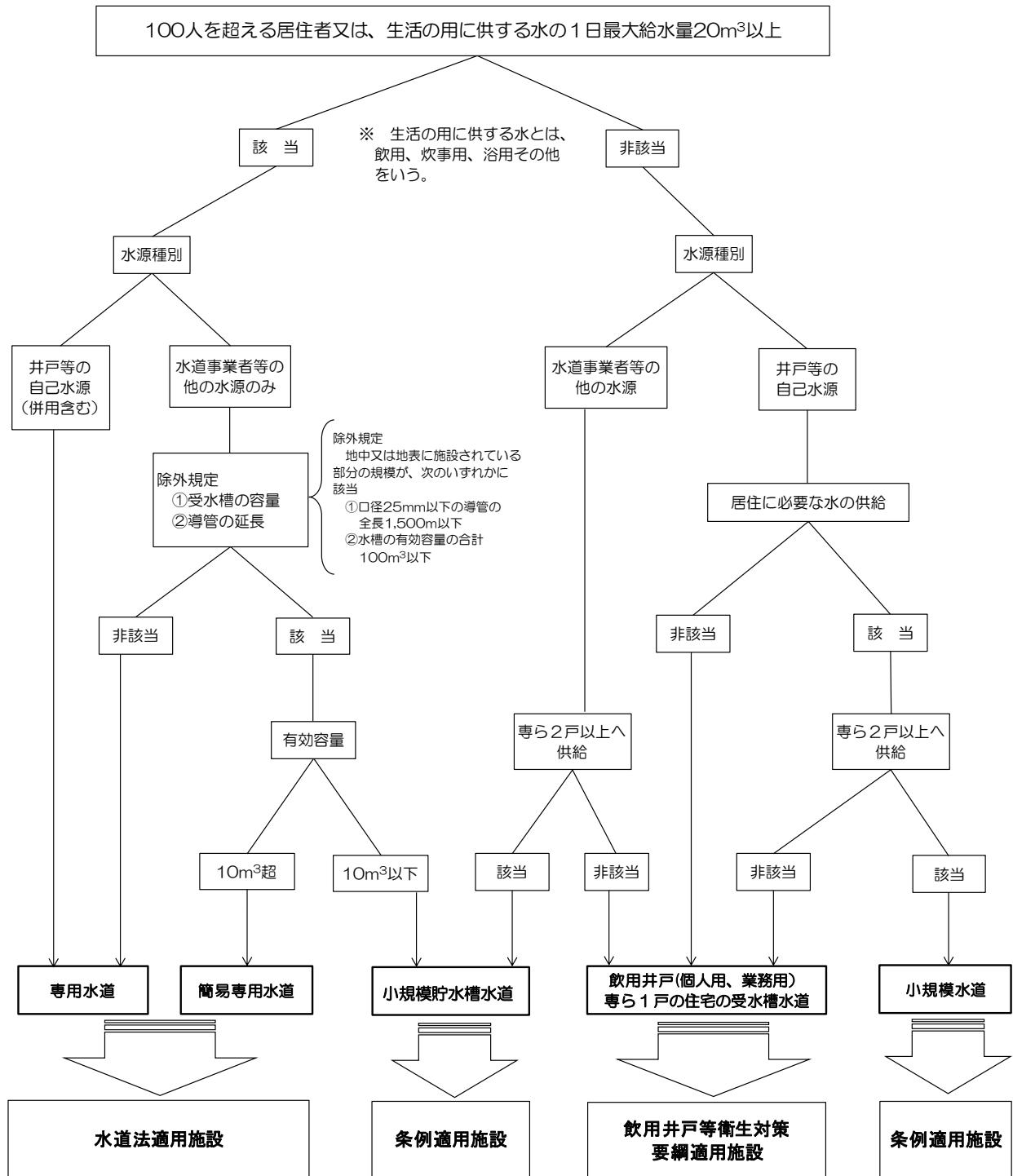
悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
- 2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- 3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

備考 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第25条第1項及び同施行規則第30条第7項（別表第8）

[水道関係規制対象施設判別フロー図]



[水道水質基準（51項目）]

水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)より

項目	水質基準値	項目の説明	井戸水検査の目安
一般細菌	100個/mL以下	健康 性状	(11項目) 基本的な項目として、1年に1回以上定期的な水質検査が必要な項目です。
大腸菌	検出されないこと		
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		
塩化物イオン	200mg/L以下		
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		
pH値	5.8以上8.6以下		
味	異常でないこと		
臭気	異常でないこと		
色度	5度以下		
濁度	2度以下		
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康 揮発性 有機化合物	(8項目) 県内の井戸水において基準に適合しない例があります。人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目であり、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目です。
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
ベンゼン	0.01mg/L以下		
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	健康 性状	(21項目) 過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目です。
六価クロム化合物	0.02mg/L以下		
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/L以下		
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	性状 界面活性剤 有機化合物 臭気物質	
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		
蒸発残留物	500mg/L以下		
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
フェノール類	0.005mg/L以下		
ジェオスミン	0.00001mg/L以下		
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
塩素酸	0.6mg/L以下		
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	健康 消毒副生成物 (塩素消毒によって増える物質)	(11項目) 塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目です。
クロロホルム	0.06mg/L以下		
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
臭素酸	0.01mg/L以下		
総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
ブロモホルム	0.09mg/L以下		
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		

第2節 用語説明

(あ 行)

亜鉛 (Zn)

亜鉛は生体の必須微量元素であり、毒性はきわめて低いと考えられているが、多量の亜鉛を継続的に摂取することで、銅の吸収阻害による銅欠乏が起こり、貧血、胃の不快感などを生じることがある。

アルキル水銀

メチル水銀などの有機水銀で、水俣病の原因物質とされている。中毒になると、歩行失調や言語障害、視野狭さくなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。

アンモニア (NH₃)

皮膚や目に触れると損傷を引き起こす。吸入によって喘息や呼吸困難を引き起こす可能性のある有害物質。

硫黄酸化物 (SO_x)

燃料中の硫黄が酸素と結合して発生する。かつては気管支ぜんそくの原因として大気汚染の主成分であったが、総量規制と燃料の脱硫技術の進歩によって大きく改善された。二酸化硫黄 (SO₂) は亜硫酸ガスと呼ばれている。

石綿

アスベストとも呼ばれる繊維状の鉱物をもみほぐしたもので、建物の断熱材、自動車のブレーキライニングなど広い用途に使用されていた。吸入すると肺に蓄積し、肺がんを起こす可能性がある。

一酸化炭素 (CO)

炭素、炭化水素などが不完全燃焼すると発生する無色無臭の気体で、人体に極めて有毒である。血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害するため、ひどいときは窒息を引き起こし、死亡する場合もある。発生源は自動車排ガスが主である。

一酸化窒素 (NO)

酸化窒素ともいい、無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると直ちに赤褐色の二酸化窒素 (NO₂) に変わる。吸入すると数分で中枢神経の症状や意識喪失を起こさせるため有毒である。

塩化物イオン (C 1-)

無害であり、規制されていない。内陸部の河川水では生活排水中の特にし尿が発生源となることから、汚染の一つの指標となり、また河川水の組成の推定に役立てることができる。

オゾン (O₃)

オゾン層は太陽からの紫外線を吸収することによって地表を保護するが、オゾンは光化学スモッグの原因ともなる。強い酸化力はプールの減菌などに利用されている。

(か 行)

合併処理浄化槽

し尿浄化槽の一つの形であり、し尿だけを浄化するものを単独処理浄化槽というのに対して、し尿とその他の生活排水と一緒に処理する浄化槽をいう。

カドミウム (Cd)

メッキ工場や電気機器工場などで多く使用される。イタイイタイ病の原因となった物質で、人体に入るとリン酸、カルシウムなど人体に必要な物質が失われ、骨に影響を及ぼす。

簡易専用水道

県営水道から給水を受ける水のみを水源とし、水道施設の受水槽の有効容量が 10m³ を超えるもの（一戸建て住宅は除く）。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保護する上で維持されることが望ましい基準。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

クロム (Cr)

空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので今日では日用品、装飾品を始めとして広くメッキに利用されている。クロム化合物のうち、三価クロム化合物の毒性はほとんど無視できるが、六価クロム化合物であるクロム酸、重クロム酸等は、皮膚、粘膜の腐食性が強い。

光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線による化学反応により汚染物質となって発生する。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱

い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

(さ 行)

シアン (CN)

シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、シアン化金といったシアン化合物として金属の焼き入れ、メッキ等に利用される。特にシアン化カリウムは、青酸カリと呼ばれ、猛毒として有名である。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

水中に含まれる硝酸イオン中の窒素と亜硝酸イオン中の窒素の合計量であり、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水などに由来する。腸内の細菌と反応し、幼児のメトヘモグロビン血症の原因となる。

COD (化学的酸素要求量) (Chemical Oxygen Demand の略)

海中や河川の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物など汚染源となる物質を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示している。

重金属

化学的には比重が4以上の金属の総称で、人体に吸収すると、体内に蓄積され、様々な障害をおこすため、水質・大気とも厳しく規制されている。

小規模水道

専用水道以外の水道施設であり、次のいずれかに該当するもの

- 井戸水を水源とするもの
- 居住に必要な水として使用するもの（一戸建て住宅は除く）

小規模貯水槽水道

県営水道から給水を受ける水のみを水源とし、水道施設の受水槽の有効容量が10m³以下のもの（一戸建て住宅は除く）

水銀 (Hg)

常温で唯一の液体の金属である。湿った空気中で酸化物になりやすく、有毒である。神

経系をおかし、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退をもたらす。

総水銀（T-Hg）

水銀による汚染状況を示す測定項目の名称である。検体に含まれる水銀又は水銀化合物の両者を合わせて、金属水銀の量としていくらあるかを分析したものを総水銀値（量）としている。

専用水道

居住人口が100人を超える水道施設又は生活の用に供する水の1日最大給水量が $20m^3$ を超える水道施設であり、次のいずれかに該当するもの

- 井戸水を水源とするもの（県営水道との併用を含む）
- 県営水道から給水を受ける水のみを水源とし、次のいずれかに該当するもの
 - ・地中又は地表にある口径25mm以上の導管の全長が1500mを超えるもの
 - ・地中又は地表にある受水槽の有効容量が $100 m^3$ を超えるもの

(た行)

大腸菌数

大腸菌は温血動物（哺乳類や鳥類）の腸管内に常在する通性嫌気性細菌である。水域にふん便汚染がある場合、同時に赤痢菌、疫痢菌、チフス菌等の病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上の問題となる。このように人の健康を阻害するおそれがあるため、令和4年4月より水質環境基準が設定されている。

大腸菌群数

大腸菌や、大腸菌とよく似た性質を持った菌の総称。水の汚濁、特に人畜の排泄物による汚染を知る尺度として知られ、大腸菌群数が多いと消化器系の病原菌等によって汚染されている可能性が高いことを表しているため、水質環境基準が設定されていた。しかし、より的確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数に令和7年4月1日改正された。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）等の総称であり、燃料中の窒素分の他、空気中の窒素が燃焼時に酸素と結合して発生する。発生源は工場や自動車、ビルや家庭の暖房等である。

電気伝導率

物質中における電気伝導のしやすさを表す。純水はほとんど電気を通さないが、水の中に溶け込んだ物質が多いほど電気を通しやすくなる。汚染物質でも、水の中で電気を通す性質がなければ電気伝導率はあまり変化しないので必ずしも水の汚れと電気伝導率の高さは一致しないが、簡単に測定できるので環境を調べるときなどによく用いられる水質の指標である。

銅 (Cu)

銅自身にはほとんど毒性がないか、あるいは極めて少ない。しかし、銅粉末を生ずる作業を行うときの最高許容濃度は、1 ppm とされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激が起り、発汗、歯ぐきの着色を起こすことが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。

汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精練所等からの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー等）などがある。

(な 行)

鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨づい神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱を起こし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは、経口的に摂取する恐れがある。

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄分が燃焼により酸化され、SO₂として排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

二酸化炭素 (CO₂)

空気中に1万分の3存在し、天然ガス、鉱泉中にも含まれることが多い。工業的には石灰石を強熱して石灰とともに得るか、または石灰を燃やして出るガスを炭酸塩溶液に吸収させて、炭酸水素塩をつくり、これを熱して生成する。普通の状態では無色無臭の気体である。

二酸化窒素 (NO₂)

一酸化窒素 (NO) とその2分の1体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の個体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいで肺深部に達ししかも吸収時の苦痛があまり激しくないので、はなはだ危険で、急性中

毒死の例が多く、作用は遅発性で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現われる。二酸化窒素による障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

ニッケル (N i)

鉄よりも酸化されにくいため、メッキ、貨幣、装飾具、食器等日常生活に広く用いられているがニッケル製品と常時接触している皮膚は皮膚炎を起こし、金属自身にも発がん性があるという報告もある。ニッケル鍍金、電解工場などで可溶性ニッケル塩を常時取り扱っていると皮膚炎を生じる。

ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称している。通常「油分」といわれており、鉛油及び動植物油等の油分の量を表す指標として使用されている。

(は 行)

砒素 (A s)

砒素は、自然界では鷄冠石 ($A s_4 S_4$)、雄黄 ($A s_2 S_3$) 等の硫化物として存在している。農薬製造ガラス工業などの工場排水に含まれる場合があり、温泉排水にも含有されている。中毒になると、発熱、嘔吐、下痢などの症状が起きる。

P C B (ポリ塩化ビフェニル) (Poly chlorinated biphenyls の略)

P C B は、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質でその使用範囲は、絶縁油潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数であった。カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染、物質として注目され、大きな社会問題となつたため、現在、製造は中止されている。

P F A S (ピーファス) (Per- and PolyFluoroAlkyl Substances の略)

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「P F A S」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。「P F O S」、「P F O A」及び「P F H x S」はすべて「P F A S」のグループに含まれる。

P F O S (ピーフオス) (Per Fluoro Octane Sulfonic acid の略)・P F O A (ピーフオア) (Per Fluoro Octanoic Acid の略)

P F O S・P F O A は有機フッ素化合物である。水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等の独特の性質を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コー

ティング剤等に用いられていた。環境中で分解されにくく、近年、環境残留性や蓄積性、長期毒性の疑いなどから国際的に製造等が禁止されている。

P F H x S (ピーエフヘキサエス) (Per Fuluoro Hexane Sulfonic acid の略)

有機フッ素化合物のうちペルフルオロヘキサンスルホン酸のことである。「P F O S」及び「P F O A」と同様の性質を持ち、その代替品として使用されている。令和 6 年に国内の製造、輸入が原則禁止された。

p H (水素イオン濃度)

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で pH 7 が中性で、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。河川水は pH 6~8 の間にすることが望ましい。

p p m (part per million の略)

百万分率のこと (100 万分の 1 を 1 ppm という)。大気中の汚染ガスなどの含有率を示すのに使われている。例えば 1 m³の大気中に 1 cm³の汚染ガスが含まれている場合を 1 ppm という。

P T I O 法(2-Phenyl-4, 4, 5, 5-tetramethylimidazoline-3-oxide-1-oxy1 の略)

各自治体で採用されている窒素酸化物の簡易測定法。NO₂はトリエタノール (Triethanolamine : T E A) を含浸したろ紙に捕集される。一方、NOはT E Aと合わせて含浸されている P T I Oにより NO₂に酸化された後、(NO + NO₂) として捕集される。NO量は (NO + NO₂) と NO₂の捕集量の差で求められる。

B O D (生物化学的酸素要求量) (Biochemical Oxygen Demand の略)

河川の水の中や海水の中の汚染物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は一般的にmg/L で表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物 (有機物) が多く、水質が汚濁していることを意味する。

ふつ素 (F)

主として地質や工場排水の混入に起因する。高濃度のふつ素が含まれる飲料水を飲用すると骨へのふつ素沈着が認められ、骨折のリスクが増加するとされている。

浮遊物質量 (S S)

水中に浮いている不溶性の物質で川底にたまったり、魚介類に付着したりする。一定量

の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、浮遊物質量の数値 (mg/L) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

浮遊粒子状物質 (S P M)

大気中に浮遊する物質があつて、その粒径が 10 ミクロン(1/100 mm) 以下のものをいい、硫黄酸化物などと混合して呼吸器系を刺激し、気管支炎などの原因になる。

ほう素 (B)

自然水中に存在することはまれではあるが、金属表面処理剤、ガラス等で使用されるため、工場排水から自然水中に混入することがある。動物実験等の結果から人体にも影響があると推定されている。

(ま 行)

マンガン (Mn)

地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉末マンガン塩類を製造するとき、マンガン鉱（褐色 MnO₂）により中毒を起こすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になるが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。マンガン塩による中毒については不明である。

(や 行)

有機塩素系溶剤

地下水汚染として問題になっている物質で、トリクロロエチレン (CHCl=CCl₂)、テトラクロロエチレン (CCl₂=CCl₂) などがある。両物質とも無色透明で揮発性及び不燃性の液体であり、油や油脂などの汚れを溶かす性質があるため金属部品の洗浄やドライクリーニングなどに使用されている。平成元年から、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン（パークレン）が、水質汚濁防止法により排出が規制されている。

有機リン (O r g - P)

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、マラソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用される。リン酸、ピロリン酸のエステル有機リン殺虫剤は殺虫力が強く、人間にも有毒である。浸透力が強いため、体についたり吸入したりすると、頭痛や手足のしびれが生じ、死亡する場合もある。

溶存酸素量 (D O) (Dissolved Oxygen の略)

水中に溶けている酸素の量をいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などであり、汚染度の高い

水中では消費される酸素の量が多くなり、溶存酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したときや、藻類が著しく繁殖するときには少なくなる。

(ら 行)

六価クロム (Cr⁶⁺)

クロムには多くの種類の化合物があり、クロムのイオンの価数が六価のものを六価クロム化合物という、六価クロム化合物にはクロム酸、クロム酸カリウム、クロム酸ソーダ、重クロム酸カリウム、重クロム酸ソーダ等があり、これらの化合物が水に溶解すると六価クロムイオンを生じる。六価クロムイオンは吸入によって肺がんの発生が認められている。

第3節 条例・規則・要綱

- 1 大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年12月27日条例第27号）
- 2 大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年3月15日規則第5号）
- 3 大和市水道法施行細則（平成25年3月29日規則第40号）
- 4 大和市飲用井戸衛生管理要綱（平成25年3月29日告示第64号）
- 5 大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年6月27日告示第108号）
- 6 大和市スズメバチ駆除要綱（平成19年6月27日告示第109号）

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成 24 年 12 月 27 日条例第 27 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。
- (2) 小規模水道 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するものを除く。
- (3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に供給するものを除く。
- (4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (5) 布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- (6) 設置者 小規模水道又は小規模貯水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

第 2 章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れができるものであること。
 - (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るために必要な沈殿池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。
- 2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 布設工事をしようとする者は、工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合することについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 前号のほか規則で定める事項

- 2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 水源の種別及び取水地点
 - (2) 原水の水質試験結果
 - (3) 小規模水道施設の概要
 - (4) 净水方法
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知は、第1項の規定による申請があった日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の水質検査及び届出)

- 第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了し、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、給水を開始する旨を市長に届け出なければならない。
- 2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

(変更等の届出)

- 第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項各号のいずれかの事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

- 第9条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、水質検査を行わなければならない。
- 2 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。
- 3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき、又は当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。

- (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に関する検査を隨時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。
- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善の指示等)

- 第15条 市長は、小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善するよう指示することができる。
- 2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、当該設置者に対し、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項に規定する水質検査を同項に規定する期間内に実施しないとき、又は同条第2項に規定する水質検査を実施しないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。
- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるよう指示することができる。
- 5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項に規定する管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるよう指示することができる。
- 6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する検査を同項に規定する期間内に受けないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、検査を受けるべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道等の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(報告の徵収及び立入検査)

第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施工状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施工状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

- 2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雜則

(地位の承継の届出)

第18条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第20条 第11条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで布設工事に着手した者
- (2) 第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第22条 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）の規定により神奈川県知事が行った確認、処分その他の行為又は神奈川県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するものについては、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

(準備行為)

- 3 第14条第2項の規定により検査を行う者の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

附 則（令和2年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 15 日規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年大和市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令において使用する用語の例による。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第3条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次のとおりとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第4条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の規定の例による。

(小規模水道の布設工事の確認)

第5条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書とする。

2 条例第 6 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第 6 条第 3 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合通知書により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第7条第1項の規定による届出は、小規模水道給水開始届により行わなければならぬい。

(小規模水道の変更等の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更等届により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第8条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表第1号、第2号、第9号、第11号、第38号及び第46号から第51号までに掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第9条第2項に規定する臨時の水質検査は、省令の表に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第9条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム）以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第10条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道給水緊急停止報告書により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の変更等の届出)

第12条 条例第13条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更等届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第13条 条例第14条第1項第3号の規定により供給する水に異常を認めたときに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第14条 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受けなければならない検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

(改善の指示等)

第15条 条例第15条第1項、第4項又は第5項の規定による指示は、指示書により行うものとする。

2 条例第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(給水停止命令)

第16条 条例第16条の規定による命令は、給水停止命令書により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第17条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証とする。

(地位の承継の届出)

第18条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届により行わなければならない。

(様式)

第19条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第29号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	小規模水道布設工事確認申請書	第5条
第2号様式	小規模水道布設工事確認通知書	第5条
第3号様式	小規模水道布設工事不適合通知書	第5条
第4号様式	小規模水道給水開始届	第6条
第5号様式	小規模水道変更等届	第7条
第6号様式	小規模水道水質検査結果届	第8条
第7号様式	小規模水道給水緊急停止報告書	第10条
第8号様式	小規模貯水槽水道給水開始届	第11条
第9号様式	小規模貯水槽水道変更等届	第12条
第10号様式	指示書	第15条
第11号様式	命令書	第15条
第12号様式	給水停止命令書	第16条
第13号様式	小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証	第17条
第14号様式	設置者の地位承継届	第18条

大和市水道法施行細則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 40 号

(趣旨)

第1条 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）の施行については、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専用水道の布設工事の確認申請)

第2条 法第 33 条第 1 項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書とする。

2 前項の専用水道布設工事確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第 33 条第 1 項に規定する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第 33 条第 5 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合通知書により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第3条 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届により行わなければならない。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始届により行わなければならない。

2 前項の専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第 13 条第 1 項に規定する水質検査の結果書の写し

(2) 法第 13 条第 1 項に規定する施設検査の成績書の写し

(水道技術管理者の設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置報告書により市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道技術管理者変更報告書により市長に報告しなければならない。

3 第1項の専用水道技術管理者設置報告書又は前項の専用水道技術管理者変更報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 勤務証明書
- (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し
- (4) 省令第14条第3号に規定する登録講習の修了証書の写し
(専用水道の水質検査の報告)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査（省令第15条第1項第1号イに掲げる検査を除く。）を行ったときは、速やかに専用水道水質検査結果報告書を市長に報告しなければならない。

（記録作成の様式）

第7条 法第34条第1項において準用する法第20条第2項の規定による水質検査の記録のうち、省令第15条第1項第1号イに掲げる検査の記録は、水道維持管理記録により、又はこれに準じて作成するものとする。

（専用水道の業務の委託等の届出）

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道管理業務委託届により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道管理業務委託契約失効届により行わなければならない。

2 前項の専用水道管理業務委託届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 業務委託契約書の写し
- (2) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類又はその写し

3 専用水道の設置者は、第1項の専用水道管理業務委託届の記載事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道管理業務委託届記載事項変更届を市長に届け出なければならない。

（専用水道の廃止の届出）

第9条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届を市長に届け出なければならない。

（専用水道の給水の緊急停止報告）

第10条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により専用水道の給水の緊急停止をしたときは、直ちに専用水道給水緊急停止報告書により、その旨を市長に報告しなければならない。

（簡易専用水道の設置の届出）

第11条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに簡易専用水道設置届により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出)

第12条 簡易専用水道の設置者は、前条の簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。)に変更があったときは、速やかに簡易専用水道設置届記載事項変更届により市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(3) 受水槽の有効容量

(簡易専用水道の廃止の届出)

第13条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の給水の緊急停止報告)

第14条 簡易専用水道の設置者は、省令第55条第4号の規定により簡易専用水道の給水の緊急停止をしたときは、直ちに、簡易専用水道給水緊急停止報告書により、その旨を市長に報告しなければならない。

(改善の指示等)

第15条 市長は、法第36条第1項又は同条第3項の規定により指示するときは、指示書により行うものとする。

2 市長は、法第36条第2項の規定により水道技術管理者(法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、勧告書により行うものとする。

(給水停止命令)

第16条 市長は、法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずるとときは、給水停止命令書により行うものとする。

(様式)

第17条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	専用水道布設工事確認申請書	第2条
第2号様式	専用水道布設工事確認通知書	第2条
第3号様式	専用水道布設工事不適合通知書	第2条
第4号様式	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	第3条
第5号様式	専用水道給水開始届	第4条
第6号様式	専用水道技術管理者設置報告書	第5条
第7号様式	専用水道技術管理者変更報告書	第5条
第8号様式	専用水道水質検査結果報告書	第6条
第9号様式	水道維持管理記録	第7条
第10号様式	専用水道管理業務委託届	第8条
第11号様式	専用水道管理業務委託契約失効届	第8条
第12号様式	専用水道管理業務委託届記載事項変更届	第8条
第13号様式	専用水道廃止届	第9条
第14号様式	専用水道給水緊急停止報告書	第10条
第15号様式	簡易専用水道設置届	第11条及び第12条
第16号様式	簡易専用水道設置届記載事項変更届	第12条
第17号様式	簡易専用水道廃止届	第13条
第18号様式	簡易専用水道給水緊急停止報告書	第14条
第19号様式	指示書	第15条
第20号様式	勧告書	第15条
第21号様式	給水停止命令書	第16条

大和市飲用井戸衛生管理要綱

平成 25 年 3 月 29 日告示第 64 号

(目的)

第1条 この要綱は、法令等の適用を受けない飲用井戸の設置者等による自主管理に関する基準及びこれに対し本市が行う措置等の事項について定め、もって飲用井戸の衛生を確保することを目的とする。

(対象施設等)

第2条 この要綱において対象とする施設は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）及び大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年大和市条例第 27 号）の適用を受けない本市域内の飲用井戸とする。ただし、食品営業施設、給食施設、旅館、公衆浴場及びプールに設置されたものを除く。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 飲用井戸 地下水、表流水又は湧水（以下「地下水等」という。）を水源とする個人用飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- (2) 個人用飲用井戸 専ら一戸の住宅に居住する者に対して、井戸、導管その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (3) 業務用飲用井戸 学校、病院、官公庁、店舗、工場その他の事業所等に対して、井戸、導管その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (4) 設置者等 飲用井戸の所有権を有する者又は維持管理の責任を有するものをいう。

(自主管理基準等)

第4条 設置者等は、飲用井戸を次に掲げる基準によって管理するものとし、市長は、当該基準について、必要に応じて設置者等に対し助言するものとする。

- (1) 別表に掲げる飲用井戸自主管理基準（以下「自主管理基準」という。）に基づき、自らの責任において適正な維持管理を行うこと。
- (2) 飲用井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに市に連絡すること。
- (3) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、市に連絡するとともに、次の措置を講ずること。
 - ア 利用者に対し、給水を停止した理由の説明を速やかに行い、理解及び協力を求めるこ。
 - イ 汚染原因の調査及び必要な措置を速やかに行うこと。
 - ウ 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行い、飲用水の安全性を確認してから給水を再開すること。

(汚染が判明した場合の措置)

第5条 市長は、前条第2号及び第3号の規定により、設置者等から連絡を受けた場合又は飲用井戸の汚染を発見した場合は、次に掲げる措置を速やかに講ずるものとする。

- (1) 設置者等が行う汚染原因の調査及び必要な措置に係る助言を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、その内容を神奈川県その他の関係自治体に連絡すること。
- (2) 前号の現地調査は、必要に応じ、神奈川県その他の関係自治体の協力を得て行うこと。

(連携・協力体制の構築)

第6条 市長は、前条各号に掲げる措置及び神奈川県その他の関係自治体から地下水等の汚染事故の情報提供を受けたときの対応を円滑に行うため、神奈川県その他の関係自治体と地域の実情に即して連携し、及び協力する体制を構築し、これを維持するものとする。

(啓発)

第7条 市長は、次に掲げる事項に基づき、飲用井戸の衛生確保に係る啓発を図るものとする。

- (1) 設置者等へ自主管理基準の周知を図るため、市のホームページ等を活用するなど、市域における広報活動を行うこと。
- (2) 通常の巡回指導、各種届出、許可申請その他の機会において、設置者等に対し、第4条に規定する自主管理基準の遵守についての啓発に努めること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第56号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第70号）

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

飲用井戸自主管理基準

給水開始前 水質検査	給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、検査結果を1年間保存する。
塩素消毒	井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。
清潔の保持	(1) 飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施錠等人及び動物が施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 (2) 飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。
水質検査	(1) 細水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無に関する検査を隨時行う。 (2) 細水栓における残留塩素の濃度(0.1mg/L以上)の確認を隨時行う。 (3) 細水栓における定期水質検査を、毎年1回以上定期に行う。 (4) 細水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに実施する。

備考

- 1 この表において、「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査をいう。
- 2 この表において、「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度その他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。
- 3 この表において、「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水する水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 19 年 6 月 27 日告示第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から浄化槽への設置替えに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和 42 年大和市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90% 以上、放流水の BOD 20 mg／1（日間平均値）以下の機能及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日衛生第 34 号）に定める構造を有するものであって、5 人槽から 10 人槽までのものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅　延べ面積の 2 分の 1 以上が申請者及びその家族の居住の用に供する建築物（借家を除く。）をいう。

(対象地域)

第 3 条 補助の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により市長が定めた事業計画に記載された予定処理区域以外の区域とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象地域内の専用住宅において、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から浄化槽への設置替えをしようとする者であること。
- (2) 申請者又はその家族が専用住宅に 1 年以上居住していること。
- (3) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置届出を受理され、又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けていること。
- (4) 販売の目的で建物を建築する者でないこと。

(5) 申請受付時において、本市の市税等を完納していること（申請者が市外に在住している場合は、対象地域内の専用住宅に居住する世帯主が本市の市税等を完納していること。）。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、対象地域内の専用住宅において浄化槽の設置替え（本体設置工事に限る。以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、専用住宅の居住の用に供する部分の面積に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として市長が認める額とする。

- (1) 床面積が 130 平方メートル以下の場合 332,000 円
 - (2) 床面積が 130 平方メートルを超える場合 414,000 円
 - (3) 前2号にかかわらず、台所及び浴室がいずれも 2 か所以上ある場合 548,000 円
- 2 前項の規定にかかわらず、専用住宅の使用状況又は居住者数により、建築物の用途別における尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）A3302－2000）に基づき、当該専用住宅の建築用途に応じて算定される処理対象人員を許容するために最も適切な浄化槽を設置すべきであると市長が認めるときは、補助金の限度額を別に定めることができる。

(申請手続)

第7条 申請者は、規則第4条に規定する書類に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が他の市町村から本市に住所を移す者であるときは、第6号に掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定による届出の後、速やかに提出するものとする。

- (1) 第4条第3号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の構造図
- (4) 配置配管図
- (5) 補助事業に係る見積書の写し
- (6) 申請者に係る本市の住民票の写し（謄本）
- (7) 建物の平面図
- (8) 登録浄化槽管理票（C 票）
- (9) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (10) 小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会等の修了証の写し又は浄化槽法第 42 条第 1 項に規定する浄化槽設備士免状（昭和 63 年以降の資格取得者に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

(工事完了報告書)

第8条 補助対象者は、補助金に係る工事の完了後1月以内（前条の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受理した日から1月以内）に工事完了報告書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 淨化槽保守点検業者及び海化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 海化槽法定検査に係る手数料の受領証の写し
- (3) 海化槽チェックリストの写し
- (4) 補助事業に係る請求書又は領収書の写し

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、海化槽の設置が申請のとおり完了したことを確認した後に交付する。

(現場確認)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、海化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第117号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第50号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第80号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第64号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第61号）

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「公表日」という）から施行する。

(経過措置)

公表日から平成 31 年 6 月 30 日までの間における改正後の第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格」とあるのは「工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格」とする。

別表（第 11 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	工事完了報告書	第 8 条
第 2 号様式	浄化槽チェックリスト	第 8 条

大和市スズメバチ駆除要綱

平成 19 年 6 月 27 日告示第 109 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、人に対し危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除することにより、安全な市民生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で「スズメバチ」とび「駆除」とは次のとおりとする。

- (1) 「スズメバチ」とは、^{膜翅目}スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。
- (2) 「駆除」とは、巣を取り除くことをいう。ただし、営巣場所により取り除くことが困難な場合は、殺虫剤散布等による無害化対応を含む。

(駆除対象)

第 3 条 市が駆除を行うスズメバチの巣は、次のとおりとする。

- (1) 市内で住宅の用に供する民有地及び民家（共同住宅を含む。）に営巣したもの
- (2) 前号のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(依頼)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「依頼者」という。）からスズメバチ依頼・確認・報告書により駆除の依頼を受けた場合は、巣の駆除を行う。

- (1) 前条に規定するスズメバチが営巣した民有地等の所有者又は管理者
- (2) 前号に規定する所有者等の特定が困難な場合、又は緊急性が求められる場合において、当該スズメバチにより危害が及ぶ恐れのある者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(指示・確認・報告)

第 5 条 市長は、前条の依頼によりスズメバチの巣の駆除をするときは、当該スズメバチの巣の場所、数等を記載したスズメバチ指示書により委託業者に調査及び駆除を指示するものとする。

- 2 依頼者は、スズメバチ依頼・確認・報告書により駆除の確認を行うものとする。
- 3 委託業者がスズメバチの巣を駆除したときは、スズメバチ依頼・確認・報告書により市長に報告するものとする。

(管理)

第6条 市長は、スズメバチの巣を駆除した実績等をスズメバチ駆除受付表で管理するものとする。

(駆除以外の作業)

第7条 駆除は、市が行う。ただし、駆除以外の次の作業は、当該家屋等の所有者又は管理者が行うものとする。

- (1) 駆除作業に伴って発生する家屋等の損壊等の復旧。
- (2) 営巣場所が著しく高所にあり、通常の作業道具による駆除が困難な場合の足場の設置及び撤去。
- (3) 営巣場所が屋根裏や床下等で家屋の一部解体を要する場合の解体及び復旧。
- (4) その他、駆除に伴い必要な作業。

2 市長は、前項ただし書に規定する作業について、あらかじめスズメバチ依頼・確認・報告書により当該家屋等の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 18 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 26 号）

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	スズメバチ依頼・確認・報告書	第4条、第5条及び第7条
第2号様式	スズメバチ指示書	第5条
第3号様式	スズメバチ駆除受付表	第6条